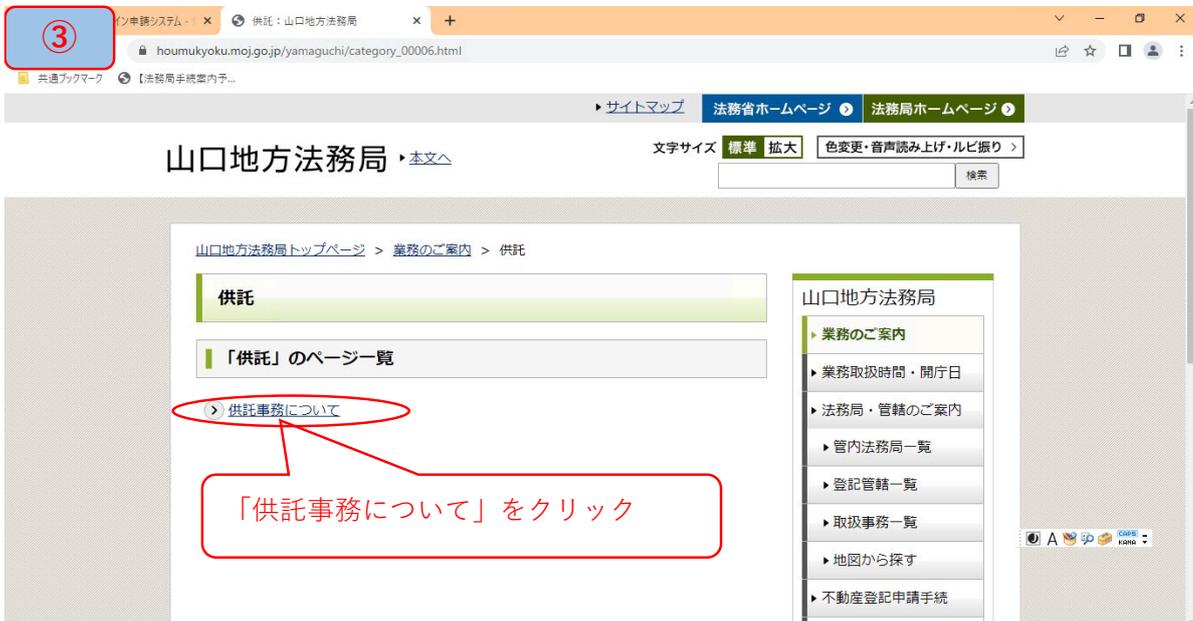


オンライン申請手順①



供託事務について

更新日：2022年7月22日

供託は、直接窓口で手続きいただくほか、オンライン又は郵送による方法でも受けております。また、現金の納入は振込み又は電子納付（オンライン申請の場合は電子納付のみ）によることもできます。

山口県内では、以下の法務局で供託業務を取り扱っております。

なお、供託の種類（弁済供託、保証供託など）によって、取り扱う供託所が異なりますので、詳細は最寄りの供託所にお尋ねください。

供託所一覧

山口地方法務局

業務のご案内

- ▶ 業務取扱時間・開庁日
- ▶ 法務局・管轄のご案内
- ▶ 管内法務局一覧
- ▶ 登記管轄一覧
- ▶ 取扱事務一覧
- ▶ 地図から探す
- ▶ 不動産登記申請手続

この画面で下にスクロール



5

手続等について

● 供託手続

● オンラインによる供託手続について

[登記・供託オンライン申請システムへ](#)

（稼働時間：平日午前8時30分から午後9時まで）

- ・ [電子納付手順](#)
- ・ [オンライン申請についての詳しい説明はこちら（法務省ホームページへ）](#)
- ・ [オンライン申請による払渡請求のメリット](#)

● 供託関係手続（申請書式、申請書様式のダウンロードを含む）

- ・ [供託の申請](#)
- ・ [供託物の払渡し請求](#)

● [遅延損害金計算ソフトウェアのダウンロード](#)

● [供託制度についての動画案内（デジタル・コンテンツ）](#)

オンライン申請システムへのリンク（→手順⑥へ）

6

登記・供託
オンライン
申請システム登記・供託オンライン
申請システムとは

登記手続

供託手続

オンライン申請
ご利用のご案内申請用総合ソフト
ダウンロード・手引きFAQ・
お問い合わせ

明簿、動産譲渡登記、債権譲渡登記、
成年後見登記及び電子公証についての
オンライン申請の手続案内のページで
す。



インによる供託の手続案内のページで
す。

オンラインで申請する

登記・供託オンライン申請システムでは、自宅やオフィスからオンラインによる申請・請求を行うことができます。
Webブラウザ、または申請用総合ソフトを利用する2つの申請・請求方法があります。
※ Webブラウザによる証明書の請求及び供託の申請について、以前は「かんたん証明書請求」「供託かんたん申請」として提供していましたが、より入力しやすいレイアウトとするなどの変更を行い、「かんたん登記・供託申請」としてリニューアルしました。

はじめに申請者情報
を登録します。

Webブラウザでの申請

登記・供託オンライン申請システムで取り扱う**一部手続**の申請・請求を
することができます。

[ご利用環境の確認](#)



かんたん登記・供託申請
オンラインで一部の登記申請や印鑑証
明書の請求ができます。

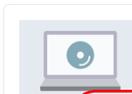


商号調査
既に登録されている他の会社・法人の
有無の確認ができます。

申請用総合ソフトでの申請

登記・供託オンライン申請システムで取り扱う**全ての手続**の申請・請求を
することができます。

[ご利用環境の確認](#)



**申請用総合ソフト ダウン
ロード**
本システムで取り扱う全ての手続の申
請・請求を行えるソフトウェアです。

「かんたん登記・供託申
請」をクリック

7

かんたん登記・供託申請



ホーム

申請書の作成

処理状況の確認

一時保存から再開

操作ガイド

マイページ

ログイン

Webブラウザから、かんたん登記・供託申請

これまで申請用総合ソフトからしかできなかった一部の手続、印鑑証明書や各種請求手続についてWebブラウザからも申請が行えるようになりました。
また、申請者情報登録、申請者情報変更及びパスワード更新についても、こちらから行うことができます。

ご利用可能な手続（※）

- ・ 不動産登記手続
- ・ 商業・法人登記手続
- ・ 動産譲渡登記手続
- ・ 債権譲渡登記手続
- ・ 成年後見登記手続
- ・ 供託手続

初めてご利用の方はこちら

※ **かんたん登記・供託申請**の対象となる手続の詳細は「利用可能な手続一覧」からご確認ください。



下にスクロール

8

かんたん登記・供託申請 を初めてご利用になる方へ

かんたん登記・供託申請をご利用の際に次の準備が必要となります。



1 電子証明書の準備

申請をする際に必要なマイ
ナンバーカード等の電子証明
書を準備します。
※ 「相続人申告登記の申出」
及び 「検索用情報の申出（ス
マート変更登記用）」につい
ては、電子署名は不要です
（司法書士が申出を行う場合
を除く）。



2 パソコン環境の準備

申請を行うためのパソコン
環境を設定します。



3 必要書類の準備

あらかじめ必要な登記事項
証明書等の書類を準備しま
す。

「利用前の準備」をクリック

利用前の準備

9

利用前の準備をする

[操作ガイドトップページへ](#)

かんたん登記・供託申請をご利用の際に必要な準備をご案内します。
 なお、電子署名が必要な手続の場合のみ、電子証明書の準備が必要です。各手続の電子署名の要否については「[利用可能な手続一覧](#)」をご確認ください。

目次

電子証明書の準備

- マイナンバーカードを利用する場合（ICカードリーダーで読み取り）
- マイナンバーカードを利用する場合（スマートフォンで読み取り（QRコード連携））
- マイナンバーカード以外を利用する場合

パソコン環境の準備

- ご利用の環境がかんたん登記・供託申請をご利用可能かを確認する
- ブラウザの設定をする
- 申請者情報を登録する

下にスクロール

申請者情報を登録する

本サービスを利用するには申請者情報の登録（ユーザー登録）が必要です。利用規約の内容をご確認の上、申請者情報を登録してください。
 申請者情報の登録の詳細な手順につきましては、「[申請者情報を登録する](#)」をご確認ください。

申請者情報の登録（利用規約画面）
 （別タブで開きます）

「申請者情報の登録」をクリック

必要書類の準備

登記申請等においては、その内容に応じて提出していただく書類等がありますので、申請の前にあらかじめご準備をお願いします。
 また、登記申請等においては、現在の登記記録の内容を入力していただく場合があります。

申請手続を進める前に、本サービスは登記事項証明書や登記簿情報提供サービスの登記簿を取得し、確認し、お住まいの市区町村で、申請内容の入力がスムーズになるほか、申請の不備を減らすことができます。

10

STEP1
利用規約STEP2
申請者情報入力STEP3
入力内容確認STEP4
本人確認

利用規約

ご利用前にお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

平成23年12月9日改正
 平成25年3月29日改正
 平成28年3月22日改正
 平成29年2月23日改正
 令和4年3月5日改正
 令和6年9月13日改正
 令和7年9月18日改正（令和7年10月1日施行）
 令和8年1月26日改正（令和8年2月2日施行）

利用規約を確認の上、問題がなければ「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「進む（申請者情報入力）」をクリック

 利用規約に同意する

中止
 （トップページ）

進む
 （申請者情報入力）

11

申請者情報入力

登録する申請者情報を入力してください。

から申請者情報の入力に関する情報が確認できます。

申請者ID **必須** ⓘ

任意のIDを設定してください。
 半角英数字11文字以内、大文字と小文字を区別

パスワード **必須** ⓘ

任意のパスワードを設定してください。
 半角英字、半角数字、半角記号をそれぞれ1文字以上必ず使用、8文字以上20文字以内、大文字と小文字を区別

- パスワードを入力してください。

パスワード（確認用） **必須**

確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。

氏名 **必須**

例：法務太郎

必須事項であるID、パスワード、氏名等を入力し次の画面に進む

12

| 受信するメールの選択

選択なし

| 質問（キーワード）

尊敬する人の名前は？

| 答え（キーワード）

(セキュリティのためキーワードは表示されません)

入力したメールアドレスに認証情報を送付します。
入力した内容に誤りがなければ、「進む」ボタンをクリックしてください。

戻る
(申請者情報入力)

進む
(本人確認)

入力内容を確認の上、問題がなければ「進む（本人確認）」をクリック

13

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請
不動産、債権、法人、新卒採用、業務譲渡及び成年後見の各種登記申請手続に、円滑な申請手続の一助に役立ちます。

STEP1

利用規約

STEP2

申請者情報入力

STEP3

入力内容確認

STEP4

本人確認

本人確認

本画面において、ご本人であることを確認します。
登録したメールアドレス宛てに送付された認証情報を入力してください。

メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。
なお、メールに記載されている有効期限内に認証情報の入力が完了しない場合は、認証情報が無効になりますのでご注意ください。
認証情報のお知らせメールが届かない場合、「FAQ・お問い合わせ」をご確認ください。
30分経過してもメールが届かない場合、登録したメールアドレスが正しいかご確認の上、再度申請者情報の登録をお試しください。

| 認証情報 **必須**

登録したメールアドレス宛てに送付された
認証情報を入力し「登録」をクリック

登録

14

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請
不動産、債権、法人、新卒採用、業務譲渡及び成年後見の各種登記申請手続に、円滑な申請手続の一助に役立ちます。

登録完了

申請者情報の登録が完了しました。
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請者IDが発行されました。

申請者ID

XXXXXXXXXX

⚠ 申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

ログイン画面から別タブで申請者情報登録を行った場合は、本画面を閉じて元の画面にてログイン操作を行ってください。
登記・供託オンライン申請システムのトップページに戻る場合は、以下のボタンをクリックしてください。



登記・供託オンライン申請
システムトップページへ

これで申請者情報の
登録が完了しました。

15

登記・供託オンライン
申請システムとは

登記手続

供託手続

オンライン申請
ご利用上のご案内申請用総合ソフト
ダウンロード・手引書FAQ・
お問い合わせ

明渡、制産譲渡登記、債権譲渡登記、
成年後見登記及び電子公証についての
オンライン申請の手続案内のページで
す。



インによる供託の手続案内のページで
す。

オンラインで申請する

登記・供託オンライン申請システムでは、自宅やオフィスからオンラインによる申請・請求を行うことができます。
Webブラウザ、または申請用総合ソフトを利用する2つの申請・請求方法があります。
※ Webブラウザによる証明書の請求及び供託の申請について、以前は「かんたん証明書請求」「供託かんたん申請」として提供していましたが、より入力しやすいレイアウトとするなどの変更を行い、「かんたん登記・供託申請」としてリニューアルしました。

Webブラウザでの申請

登記・供託オンライン申請システムで取り扱う**一部手続**の申請・請求を
することができます。

[ご利用環境の確認](#)



かんたん登記・供託申請
オンラインで一部の登記申請や印鑑証
明書の請求ができます。



**申請用総合ソフト ダウン
ロード**
本システムで取り扱う全ての手続の申
請・請求を行えるソフトウェアです。

トップページに戻り「**かん
たん登記・供託申請**
をクリック

16

ブラウザから

かんたん登記・供託申請



ホーム



申請書の作成



処理状況の確認



一時保存から再開



操作ガイド



マイページ



ログイン

Webブラウザから、かんたん登記・供託申請

これまで申請用総合ソフトからしかできなかった一部の手続、印鑑証明書や各種請求手続についてWebブラウザからも申請が行えるようになりました。
また、申請者情報登録、申請者情報変更及びパスワード更新についても、こちらから行うことができます。

ご利用可能な手続（※）

- ・ 不動産登記手続
- ・ 商業・法人登記手続
- ・ 動産譲渡登記手続
- ・ 債権譲渡登記手続
- ・ 成年後見登記手続
- ・ 供託手続

初めてご利用の方はこちら

※ **かんたん登記・供託申請**の対象となる手続の詳細は「[利用可能な手続一覧](#)」からご確認ください。

下にスクロール

17

既に**かんたん**登記・供託申請をご利用したことのある方へ

以下のボタンから、申請書の作成～送信、本サービスを利用して申請した手続の状況の確認や一時保存したページから申請書の作成（※）を再開できます。

※「一時保存したページからの再開」は、申請書の作成に利用した（一時保存した）ブラウザから実施する必要があります。また、ブラウザのキャッシュ削除等を行うと再開できなくなる場合もありますので、ご注意ください。



STEP1 - 利用場面選択へ



処理状況を確認する

一時保存したページから
入力等を再開

「利用場面選択へ」
をクリック

検索用情報の申出の際に提供した **検索履歴** を削除を行いたい方へ

以下のボタンから、登録したメールアドレスの変更・削除が行えます。

18

かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログイン

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 署名・送信

利用場面選択

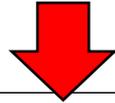
利用する登記申請等を利用場面から選択してください。

表示内容を絞り込む（選択した手続のみ表示されます）

不動産登記関連 不動産登記（申出）関連 商業・法人登記関連

動産譲渡登記関連 債権譲渡登記関連 成年後見登記関連 供託関連

不動産登記	不動産登記	不動産登記
登記事項証明書や地図・図面証明書を請求したい 手続 登記事項証明書/地図・図面証明書の交付請求 この手続を選択	建物を取り壊した災害により建物が全損した 手続 建物滅失の登記申請 この手続を選択	引っ越しで住所が変わった結婚等で氏名が変わった 手続 登記名義人の表示変更の登記申請 この手続を選択



下にスクロール

19

<p>供託</p> <p> 給与債権執行の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 給与債権執行の金銭供託申請</p> <p> この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p> 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の振替国債供託申請</p> <p> この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p> 営業上の保証の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 営業上の保証の振替国債供託申請</p> <p> この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p> その他の供託</p> <p>手続 その他の振替国債</p> <p> この手続を選択</p>
---	---	---	---

「給与債権執行の金銭供託申請」の「この手続を選択」をクリック

20

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

利用場面選択 - 問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続
 その他の金銭供託申請
 [地代家賃、営業上の保証、裁判上の保証以外の供託]

問診

■ 供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社）ですか？

回答を以下から選択してください。

ここまでの回答内容を確認する

21 易面選択 - 問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続

給与債権執行の金銭供託申請

問診

■ 供託者である法人（会社等）自らが申請を行いますか？

回答を以下から選択してください。

法人（会社等）自らが申請を行います。

法人（会社等）の代理人が申請を行います。

○ ここまでの回答内容を確認する

※クリックすると回答を選びなおすことができます。（ただし、選びなおした質問以降も再度回答いただく必要がありますのでご注意ください。）

- 1 問目 質問：供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？
回答：法人（会社等）です。

「法人（会社等）自らが申請を行います。」をクリック

22

質問は以上となります。回答内容に問題が無ければ「進む」ボタンをクリックして、先に進んでください。

○ ここまでの回答内容を確認する

※クリックすると回答を選びなおすことができます。（ただし、選びなおした質問以降も再度回答いただく必要がありますのでご注意ください。）

- 1 問目 質問：供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？
回答：法人（会社等）です。
- 2 問目 質問：供託者である法人（会社等）自らが申請を行いますか？
回答：法人（会社等）自らが申請を行います。

内容を確認の上、誤りがなければ「進む（事前準備）」をクリック

戻る

（ひとつ前の質問）

一時保存

進む

（事前準備）

23

手続

その他の金銭供託申請
[地代家賃、営業上の保証、裁判上の保証以外の供託]

事前準備

■ パソコン環境の設定



- ブラウザの設定
- アカウントの登録

■ 書類の準備



- 問診の結果から、準備が必要な書類はありません。

※ ただし、申請の内容により、別途書類を準備する必要となる場合もあります。

※ 書類が必要な場合、申請先となる供託所宛てに郵送又は窓口にお持ちして提出する必要があります。

内容を確認の上、誤りがなければ「進む（申請情報入力）」をクリック

戻る

（問診）

一時保存

進む

（申請情報入力）

24

ご準備ができましたら、「進む」をクリックすると準備に関する情報が確認できます。

ログイン

申請者ID

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れの場合
申請者IDをお持ちでない場合

閉じる

先ほど作成した申請者IDとパスワードを入力の上、「ログイン」をクリック

25

STEP1 利用場面選択

STEP2 事前準備

申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。任意の値に変更したい場合は、「内容を変更」から内容の変更が可能です。

申請先供託所

① 供託所を選択する 選択されていません。

② 山口県

③ 山口地方法務局

④ 選択

①「供託所を選択する」をクリック、②「山口県」を選ぶ、③「山口地方法務局」を選ぶ、④「選択」をクリック

26

被託者

法人所在地

山口市中河原町6番16号

法人名

法務商事株式会社

代表者

資格

代表取締役

氏名

法務花子

会社法人等番号

000000111111

その他の会社法人等番号

法人所在地と法人名を入力

代表者の資格と氏名を入力

会社法人等番号を入力

27

登記事項証明書の提示

- 登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。
- 登記事項証明書を提示する。

* 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。

* 申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

被供託者

 入力欄を開じる

住所又は法人所在地

例：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

氏名又は法人名

例：法務太郎

供託の原因たる事実

主事実

供託者は、山口市中央一丁目1番1号 山口太郎 に対し令和8年2月分の給与（支給日 令和8年2月25日、支給場所 供託者本店）金300,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額40,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金65,000円を供託する。

通常は「登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。」を選択してください。

被供託者欄は空欄としてください。

穴埋め式の文章が表示されますので、必要事項を順次入力します。

28

■ 事件情報1

事件の表示

山口地方 裁判所
支部
 令和 7 年 (ル) 第 100 号

債権者

山口市中央1-2-3 山口ファイナンス株式会社

債務者

山口太郎

■ 第二債権者

送達年月日

令和 7 年 12 月 3 日 

事件情報欄を追加する

*最大で3件目まで追加できます。

事案に応じて差押えの内容を順次入力します。

複数の差押えがあればここをクリックして順次必要事項を入力します。

29

法令条項

民事執行法第156条第2項

供託金額

65000 円

供託により消滅すべき質権又は抵当権

 入力欄を表示

反対給付の内容

 入力欄を表示

送付する添付書面

- 送付する添付書面はない。
- 送付する添付書面がある。

供託通知書の発送請求要否

- 供託通知書の発送を請求しない。
- 供託通知書の発送を請求する。

* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

供託書正本の交付方法

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- 書面の供託書正本の送付を請求する。

* 書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

事案に応じて法令条項・供託金額を入力します。

供託書正本の受取方法を選択します。送付希望の場合は切手を貼付した封筒を別途法務局に郵送します。

30

連絡先情報

氏名

法務太郎

電話番号

083-922-2295

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ）

ホウムタロウ

氏名を全角カナで入力し、「進む（申請内容確認）」をクリック

戻る

(事前準備)

一時保存

進む

(申請内容確認)

31

おたん登記・供託申請



ホーム



申請書の作成



処理状況の確認



一時保存から再開



操作ガイド



マイページ



ログアウト

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

申請内容の確認

こちらの内容で送信します。

スクロールして内容をすべて確認すると「進む」ボタンから次へ進むことができます。

申請先供託所

山口地方方法務局

供託者

法人所在地

山口市河原町6番16号

法人名

法務商事株式会社

代表者

資格

代表取締役

入力内容に誤りがないか確認します。

32

供託書正本の交付方法

書面の供託書正本の送付を請求する。

連絡先情報

氏名

法務太郎

電話番号

083-922-2295

その他の情報

氏名又は法人団体名

ホウムタロウ

入力内容に誤りがないことを確認の上、「進む（送信）」をクリックして申請情報を送信します。

戻る

(申請情報入力)

一時保存

進む

(送信)

33

申請の送信完了

申請の送信が完了しました。
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請番号が発行されました。

申請番号
202510213230800

⚠️ 手続はまだ完了していません。

引き続き、以下のとおり対応が必要になりますので、ご確認ください。

☑️ 登記手数料の納付

この申請は登記手数料を納める必要があります。
以下のいずれかの方法で納付を行ってください。

- インターネットバンキング
- ATM

納付を確認

「処理状況の確認」画面の「納付」ボタンから納付に必要な情報の確認や電子納付ができます。

上記を確認いただいた後、「処理状況を確認する」をクリックし、「処理状況の確認」画面からご確認ください。
また、申請の処理状況や登記所からのお知らせ等については、「処理状況の確認」画面を定期的にご確認ください。

処理状況を確認する
(登記手数料の納付)

続けて別の登記申請等をする
(納付済みの確認)

申請情報送信後はここから処理状況の確認や供託金の納付を行います。「かんたん登記供託・申請」トップページからも確認できます。到達後は法務局で審査が行われ、問題がなければ審査終了後「受理決定通知書」が送信されるので、審査終了までしばらくお待ちください。

34

「納付」ボタンをクリックします。

「納付」ボタンが表示されない場合は、「最新の処理状況に更新」ボタンをクリックするなどして、最新の情報に更新してください。

かんたん登記・供託申請

処理状況の確認

申請した手続の状況の確認や電子納付、公文書の取得等を行うことができます。
また、画面で赤付書類を提出する際に必要な書類や、法務局窓口で印刷による納付を行う場合に必要な書類の印刷もこの画面から行ってください。

最新の処理状況に更新

ダウンロードした公文書の署名を検証

申請・請求書の検索

申請番号から検索する場合は「検索条件を表示」ボタンから入力欄を表示してください。

処理状況一覧

申請番号 20251021323080001

手続名	登記事項証明書/地図・図面証 明書の交付請求	処理状況	納付状況
申請先	東京法務局	申請日時	2025/10/21 14:00

手続料の納付はお済みですか？ またお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。
登記所からのお知らせがあります。メールアドレスから確認してみましょう。

納付

法務局からの「受理決定通知書」を受領後、供託金の納付を行います。「納付」ボタンをクリック

「納付情報」画面から収納機関番号、納付番号、確認番号及び納付額を確認します。

かんたん登記・供託申請の「電子納付」ボタンをクリックしてアクセスする方法により納付する場合は、

「電子納付」ボタンをクリックしてください。

各金融機関のインターネットバンキングに直接アクセスして納付する方法又はATMを利用した納付方法により納付する場合は、この画面を印刷するなどして、納付情報を控えてください。

納付情報

この画面の「納付期限」までにインターネットバンキング又はATMを利用して、手数料の納付を行ってください。

証明書請求において「窓口受取」を選択した方へ
 手数料の納付を行った後、この画面の受取情報の「氏名」「住所」及び申請情報の「申請番号」及び、請求した通致をメモしたものを（納付情報欄の「納付情報を印刷」ボタンから印刷したもので可能です。）を登記所窓口へ提出してください。窓口で印紙等により納付することはできません。

▶ インターネットバンキングを利用する場合
 ▶ ATMを利用する場合

受取情報
 氏名 法務太郎
 住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
 通致 1 通

申請情報
 申請番号 20251021323080001 申請者氏名 法務太郎
 手続 登記事項証明書/地図・図面 証明書の交付請求 収納機関番号 00100

納付情報

発行日時	納付状況	納付番号	確認番号	納付額	納付期限	その他
1 2025/10/21 16:17	未納付	1234567890123456	123456	500円	2025/10/23	電子納付

閉じる

電子納付には、①かんたん登記・供託申請の「電子納付」ボタンをクリックしてアクセスする方法、②各金融機関のインターネットバンキングに直接アクセスして納付する方法、③ATM（山口県内の場合はゆうちょ銀行）でペイジーを利用した納付方法の3つがありますので、実情に応じて選択の上、納付願います。

以上でインターネット上での手続は完了です。申請の際に選択した供託書正本の受取方法に基づき、供託書正本を受領願います。なお、窓口又は郵送のどちらの場合であっても受取には申請番号が必要です。

－送付・問合せ先－

〒 753-8577

山口市中河原町6番16号 山口地方法務局供託課

TEL 083-922-2295

（音声案内4→2 案内の途中でも選択できます。）

－システム操作に関するお問合せ－

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

お問合せ時間 8:30～19:00（土日祝日除く）

050-3786-5797

上記が使用できない場合は

050-3822-2811 又は 050-3822-2812

※ 供託の申請内容については、申請先の法務局にお問合せください。